9月 情報ひろば

凡例 時＝日時 所＝場所 容＝内容 対＝対象 条＝条件 員＝定員 数＝数量 額＝支給・助成額など 料＝料金 募＝募集期間・方法 受＝受付 持＝持参するもの 問＝問い合わせ先

！ イベント・講習会などに参加の際は、マスクの着用や手指消毒、体温測定など、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

福祉

長寿社会課からのお知らせ

問 本庁舎長寿社会課
TEL 0857-30-8211（①）
TEL 0857-30-8213（②・③）
FAX 0857-20-3906
問 各総合支所市民福祉課（TEL 12ページ）
問 各地域包括支援センター（TEL 12ページ）

【①高齢者への日常生活用具購入費助成】

容 次の全ての条件に該当する人に対し、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成 対 ▽対象者：①おおむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者など ②認知症または身体機能の低下により防火などへの配慮が必要な人 ③市民税が非課税の世帯 ▽対象品目：電磁調理器（1台）、自動消火器（2台まで）のどちらか1品目 額 電磁調理器（助成対象額3万円まで）、自動消火器（助成対象額2万円まで）の助成対象額のうち、10分の9に相当する額 ※申請には印鑑（自署の場合は押印不要）と領収書（購入日、対象者および販売店舗名の記入されたもの）が必要。

【②おれんじドアとっとり】

時 9月30日（木）10：00～12：00 所 渡辺病院南館1階 容 認知症の当事者の情報交換の場 料 無料

【③認知症介護家族の集い】

時 9月10日（金）10：00～12：00 所 本庁舎3階会議室3-1 容 情報交換をしながら交流 料 無料

認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。

問 認知症コールセンター（認知症の人と家族の会鳥取県支部）
毎週月～金 10：00～18：00
TEL 0859-37-6611
問 認知症疾患医療センター（渡辺病院）
TEL 0857-39-1151

人権と福祉のまちづくり講座

問 中央人権福祉センター
TEL 0857-24-8241
FAX 0857-24-8067
所 人権交流プラザ2階研修室
定 各30人 ※要申込み 料 無料

【第4回】

時 9月18日（土）13：00～14：45
容 ▽映画上映会：「私はワタシ」（LGBTの人たちの生きざまを描いたドキュメンタリー映画）

【第5回】

時 9月28日（火）13：30～15：30
容 ▽講演：「見えない※ヤングケアラー」 ▽講師：宮本恭子（みやもときょうこ）さん（島根大学法文学部教授） ※ヤングケアラー：家族の介護や世話の負担が手伝いの範囲を明らかに超えている18歳未満の子ども

精神障がい者地域生活サポーター養成講座

問 ベストフレンド事務局
TEL 090-3173-7284
時 10月23日、11月6日（土）13：30～16：00 所 さわやか会館3階多目的室 容 【10月23日】▽開講式 ▽講義「精神障がい者の正しい理解」講師：原田（はらだ）豊（ゆたか）さん（鳥取県立精神保健福祉センター所長） ▽意見交換 【11月6日】▽講義「地域での生活支援」講師：檜山常雄（ひやまつねお）さん（特定非営利活動法人みんなの家代表理事）▽ベストフレンドの活動紹介 ▽閉講式 ※講座終了後、ベストフレンド会員として支援活動を行うことで、若干の費用弁償あり
対 精神保健福祉に熱意があり趣旨に賛同する人 料 無料 募 申込書を記入のうえ、10月8日（金）までに事務局へ送付 ※申込書は本庁舎総合案内、駅南庁舎総合案内、各総合支所市民福祉課で配布

法定後見の市長申立

問 各地域包括支援センター（TEL 12ページ）
問 本庁舎障がい福祉課
TEL 0857-30-8217
FAX 0857-20-3907

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、親族などの申立により家庭裁判所が選任する後見人などが、預貯金の管理や日常の契約行為などを本人に代わって行う制度です。親族などによる支援ができない人や身寄りのない人については、市長が申立を行います。

お知らせ

屋外広告物に関するお知らせ

問 本庁舎都市企画課
TEL 0857-30-8342
FAX 0857-20-3953

【9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です ～ご存じですか 屋外広告物のルール～】

国土交通省では、屋外広告物の適正化を一層推進するため、「屋外広告物適正化旬間」を設定しています。

鳥取市においても、良好な景観の形成と公衆に対する危害の防止を目的として、広告物の設置についての基準を定めています。

屋外広告物を設置している人や、設置場所を提供している人は、適正な広告物の管理にご協力をお願いします。

【屋外広告物の安全点検が義務化されます】

鳥取市屋外広告物条例等の一部改正により、10月1日から屋外広告物の安全点検が義務化されます。

【主な改正のポイント】

- 原則すべての屋外広告物等の所有者などに、2年ごと（設置時および設置後2年ごと）の安全点検の実施と点検結果の記録を義務化
- ※許可の要・不要問わず
- 高さ4メートル超または表示面積10平方メートル超の屋外広告物については有資格者による点検が必要
- 点検結果の記録（保管）および提出を義務化

改正内容の詳細は、本市公式ホームページをご確認ください。

家屋の取り壊し・用途変更

問 本庁舎固定資産税課
TEL 0857-30-8158
FAX 0857-20-3920

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。基準日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合や、事務所・店舗・倉庫から住宅に変わったなど家屋の用途を変更した場合は、翌年の税額が変更される場合があります。早急にご連絡ください。

なお、法務局で登記の手続きをされた場合は、届け出の必要はありません。

こてざえもん

国民年金コーナー

将来もらう老齢年金を増やすことができます

問 鳥取年金事務所 TEL 0857-27-8311
問 本庁舎保険年金課
TEL 0857-30-8224 FAX 0857-20-3906

■付加保険料を納めて、年金を増やそう

第1号被保険者は、月々の定額保険料に付加保険料（月400円）をプラスして納めると、将来もらう老齢基礎年金に200円×付加保険料納付月数を上乗せして受け取ることができます（年額）。

例えば、10年（120月）納めると48000円上乗せして納めることになりますが、将来1年に受け取る付加年金は年に24000円増えることになり、大変お得です。ただし、付加保険料は申出をした月からの納付になり、遡ることはできません。

■受給資格期間が足らないときは任意加入を

老齢基礎年金をもらうための受給資格期間は10年（120月）以上必要ですが、60歳になっても120月に満たない人や、満額の480月に近づけたい人は、65歳まで任意加入することができます。

65歳になっても120月に満たない場合は、70歳まで加入期間を延長することができます（120月になった時点で資格喪失になります）。

ただし、任意加入期間は免除制度の適用はありませんのでご注意ください。

■免除などの承認期間は10年まで追納できます

免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間については年金の受給資格期間に入りますが、納付したときに比べると将来の受給額は少なくなります。

国民年金保険料は2年1か月前分までしかさかのぼって支払うことができませんが、免除などが承認された期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めることができ、追納することで将来の年金額を増やすことにつながります。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントや講座などは中止・延期・内容が変更になる場合があります。最新の情報は、本市公式ホームページか、各問合せ先でご確認ください。